

News Release

2024年2月14日

手形・小切手の全面電子化に向けた取り組みならびに
手数料の改定・新設について

株式会社 福岡中央銀行（取締役頭取 荒木 英二）は、キャッシュレスやペーパーレスといったデジタル化の進展や、持続的な金融サービスの維持・向上を図るため、下記の取り組みならびに手数料を改定・新設しますので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の全面電子化に向けた取り組み

- 現在、手形・小切手の全面的な電子化に向けた検討が全国で進んでおり、金融界は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標を掲げています。
- 今回、当行では当座預金の新規開設停止など、手形・小切手の電子化を促進するための取り組みを実施します。これまで紙ベースだったお手続きを、手続き簡素化やコスト削減、紛失・盗難リスクの回避などさまざまなメリットがあるデジタルサービス※へシフトさせていきます。
- 併せて、電子化に伴う手形・小切手の交換枚数の減少や資源高などによるコスト増加を踏まえ、手形・小切手帳発行手数料の改定を実施いたします。
- 今後も各種商品・サービス品質の向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) 手形・小切手帳発行手数料の改定

対象取引	手数料（税込）			適用開始日
	改定前	改定後	改定幅	
手形・小切手帳発行手数料 (1冊：50枚綴)	1,100円	5,500円	+4,400円	2024年9月2日(月) 同日以降注文される手形・小切手帳に対して改定後の手数料を適用します。

(2) 当座預金の新規開設の停止 <適用開始日：2024年5月1日(水)>

- 既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

(3) 期日が2027年4月以降の手形小切手の取立受付の停止 <適用開始日：2024年5月1日(水)>

- 2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年4月30日までにお取引店でお手続きください。2024年5月1日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

※当行が提供するデジタルサービスについて

[手形をご利用のお客さま]

- 手形に代わる決済手段として、『でんさい』の利用を推奨しております。でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

[小切手をご利用のお客さま]

- 小切手に代わる決済手段として、当行が提供する「福中銀ビジネスネットバンキング」の利用を推奨しております。

- ◆2024年3月1日より期間限定で「福中銀ビジネスネットバンキング」の月額基本手数料1年間無料キャンペーンを実施しております。是非この機会にお切替えを検討ください。詳細は最寄りの営業店窓口にお尋ねください。

2. 手数料の改定・新設

- サービスの利用状況や維持にかかるコスト増加、事務負担などを踏まえ、持続的なサービス提供のため手数料を改定・新設します。

(1) 窓口両替手数料の改定

[窓口両替手数料]

取扱枚数	手数料（税込）			適用開始日
	改定前	改定後	改定幅	
1枚～50枚	無料	無料	—	2024年9月2日(月) 同日以降窓口での当該取引に対して改定後の手数料を適用します。
51枚～500枚	330円	550円	+220円	
501枚～1,000枚	550円	1,100円	+550円	
1,001枚～	1,100円	1,650円	+550円	
以降 1,000枚毎	+550円	+550円	—	

(2) 破産管財人・相続財産清算人口座開設手数料の新設

対象取引	手数料（税込）	適用開始日
破産管財人口座開設手数料	11,000円	2024年5月1日(水) 同日以降開設する当該口座に対して手数料を適用します。
相続財産清算人口座開設手数料	11,000円	

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》
(株)福岡中央銀行 営業推進部 担当：秋岡、高橋
TEL 092 - 751 - 4667